【まなべの館 使用料】

基本使用料 (9:00~17:00)

基本区川村(5.00 17.00)		
時間区分種別区分	減免なし	減免あり (80%減額)
単位	1時間	1 時間
演習室 1	200 円	40 円
演習室 2	200 円	40 円
会議室	200 円	40 円

空調(9:00~17:00)

減免前の基本使用料の 20%
1 時間
40 円
40 円
40 円

※ 1時間単位の申請のため、申請した時間より1時間以上早く準備を開始する場合は追加料金が発生します。

【減免の要件について】

(演習室・会議室)

減免対象団体(鯖江市文化協議会加入団体・郷土史懇談会・間部公をたたえる会)に限る。

【加算使用料】

- (1) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを<u>徴収しな</u>い場合 100%加算 \rightarrow 使用料が 2 倍になる
- (2) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを<u>徴収する</u>場合 200%加算 \rightarrow 使用料が 3 倍になる